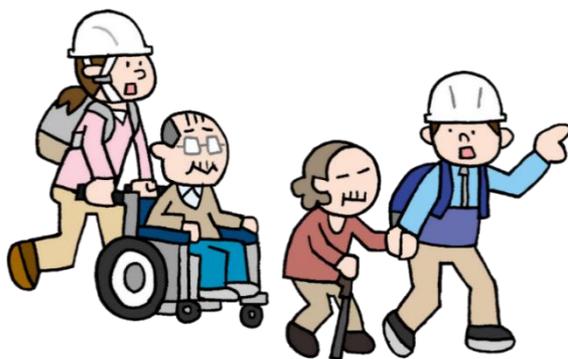


個別避難計画推進全国協議会

# 八王子市における 個別避難計画に関する取組について



令和7年（2025年）1月8日（水）

八王子市福祉部福祉政策課

# 八王子市の概要

## 位置



- 東京都心から西へ約40キロメートル
- 地形はおおむね盆地状で北・西・南は丘陵地帯に囲まれ、東は関東平野が続く

# 八王子市の概要

## 本市の特色

### 豊かな自然環境

市の西部には、世界一の年間登山者数を誇る高尾山をはじめ、陣馬山などの山々が連なるみどり豊かな土地  
また、18もの一級河川が市内を流れるほか、湧水を拠点とした水のまちづくりが進められるなど、水資源にも恵まれています



秋の高尾山

### 歴史・文化

都内唯一の日本遺産「桑都物語」

絹産業を基盤として発展し“桑都(そうと)”と称された八王子。  
戦国時代の名将・北条氏照が居城を築いたことから始まり、  
霊山として崇められてきた高尾山への人々の祈りが、この地に  
育まれた豊かな文化を未来へと紡いでいく物語です

### 学園都市

21の大学等を有し約9万人の学生が在籍する  
国内有数の学園都市



# 八王子市の概要

## 本市の基礎データ

面積 186.38km<sup>2</sup>

---

住民基本台帳人口 559,526人  
うち外国人 15,483人

人口 65歳以上人口 155,844人  
75歳以上人口 89,310人  
(令和6年(2024年)3月末日現在)

---

沿革 大正6年(1917年) 市制施行  
平成19年(2007年) 保健所政令市 移行  
平成27年(2015年) 中核市 移行

# 目次

1. 個別避難計画に係る取組の経過
2. 個別避難計画の取組概要
3. 計画作成の協力体制
4. 関係者と連携を深めるための場づくり
5. 個別避難計画と関連が深い福祉の取組
6. 関係者との協力に向けた今後の方向性

# 1. 個別避難計画に係る取組の経過

# 個別避難計画に係る取組の経過

H18年度  
(2006年度)

【国】「災害時要援護者の避難支援のガイドライン」の公表

H23年度  
(2011年度)

地域主体（地域支援組織）による個別避難計画作成を開始

H24年度  
(2012年度)

避難行動要支援者名簿の作成開始



R3年度  
(2021年度)

【国】災害対策基本法改正（個別避難計画作成の努力義務化等）

- ・避難行動要支援者の要件や個別避難計画の作成方法等を整理
- ・計画作成の担い手等との調整・協力依頼

R4年度  
(2022年度)

個別避難計画の作成開始

# 個別避難計画に係る取組の経過

令和2年度（2020年度）までの取組状況

## ◆ 地域支援組織

平成23年度より、避難行動要支援者の避難を地域で支える共助のしくみとして地域支援組織の設立促進に取り組んだが、**町会・自治会の役員交代により継続性が保てないこと**等の理由から、11年間で設立された地域支援組織は19団体、地域支援組織が作成した個別避難計画は167件に留まっていた。

## ◆ 避難行動要支援者名簿

当時の定義による名簿登録要支援者数は約37,000人と人数が多く、災害時にその全ての人に避難支援を提供することは現実的ではなかった。  
また、大半の要支援者から同意を取っていなかったため、避難支援等関係者に平常時から名簿を共有することができない状況であった。



災害対策基本法改正を機に手法を再構築

## 2. 個別避難計画の取組概要

# 個別避難計画の取組概要

## 本市で定義している避難行動要支援者の要件

令和6年（2024年）4月1日時点

要件	説明	人数
要件①	<u>要介護3以上</u> の認定を受けており、施設入所していない者	4,381人
要件②	以下に該当する <u>障害者手帳所持者</u> で、施設入所していない者 （自力避難・避難情報の入手・避難の判断が困難な者）	6,358人
要件③	<u>75歳以上のひとり暮らし</u> で、自力避難が困難かつ同意する者	1,920人
要件④	<u>75歳以上のみの世帯</u> で、自力避難が困難かつ同意する者	1,883人
要件⑤	その他、特に災害時に支援が必要と市長が認める者	—
合計		14,542人

# 個別避難計画の取組概要

本市で定義している避難行動要支援者の要件

## 個別避難計画の作成対象者

避難行動要支援者（約14,500名）のうち、まずは、

ハザードエリアに居住する方（約2,600名）を対象に作成を進めている。

# 個別避難計画の取組概要

## 個別避難計画の作成状況（R6.4.1時点）

要件		避難行動 要支援者	計画作成 対象者 (ハザード居住者) (A)	計画作成 同意者 (B)	作成済 (C)	作成率 (C÷B)	作成支援者
①	要介護3以上	4,381人	656人	138人	129人	93.5% ※19.7%	ケアマネジャー
②	障害者手帳所持者	6,358人	1,053人	91人	91人	100% ※8.6%	相談支援 専門員等
③	75歳以上のひとり暮らし	1,920人	467人	397人	288人	72.5% ※61.7%	民生委員
④	75歳以上のみの世帯	1,883人	421人	363人	304人	83.7% ※72.2%	
合計		14,542人	2,597人	989人	812人	82.1% ※31.3%	

※計画作成対象者を分母とした場合の作成率



令和7年度（2025年度）までに計画作成に同意する全ての対象者の個別避難計画作成を完了させる。

# 個別避難計画の取組概要

## 計画作成における八王子市の特徴①

- ◆ 本市においては、避難支援を「安否確認」と「避難誘導」に分けて考え、少なくとも、**安否確認の仕組みづくり**を行う。
- ◆ 計画作成支援者は、原則、**安否確認実施者**を担うこととしており、災害発生時には、計画作成者に対して安否確認を実施し、市へ報告する仕組みとなっている。
- ◆ 「避難」とは「難」を「避」けることであり、安全な場所にいる人は、「避難所」に行く必要はないことを計画作成時に改めて確認し、ハザード状況に応じて家屋の2階への避難（垂直避難）等も有効な避難先として推奨している。



# 個別避難計画の取組概要

## 計画作成における八王子市の問題点

要件	要因
要件①（要介護）	作成対象者に対して送付している個別避難計画作成の同意書の返送率が低い
要件②（障害者）	全ての対象者にケアマネジャーのような専門的な知識を持つ支援者がいるわけではないため、個別避難計画作成の担い手の確保が困難

### 3. 計画作成の協力体制

# 計画作成の協力体制

## 個別避難計画作成対象者

高齢者世帯  
(要件③④)

障害者・在宅  
(要件②)

要介護3以上・在宅  
(要件①)

②同意取得

④計画作成

## 計画作成支援者

八王子市民生委員  
児童委員協議会  
(民生委員・児童委員)

計画相談支援事業所  
(相談支援専門員)

居宅介護支援事業所  
(ケアマネジャー)

八王子介護支援  
専門員連絡協議会

①制度説明・意見交換

③計画作成依頼  
⑦報酬の支払

⑤計画入力

八王子市

委託契約

八王子市社会福祉協議会

⑥内容確認



個別避難計画  
入力システム

## 4. 関係者と連携を深めるための場づくり

# 関係者と連携を深めるための場づくり

計画作成の担い手	連携を深める場
八王子介護支援専門員連絡協議会 (居宅介護支援事業所・ケアマネジャー)	当該協議会が実施する災害対策検討部会に参加し、ケアマネジャーに対し、制度概要の説明や計画作成時の課題等について意見交換を行っている。
計画相談支援事業所 (相談支援専門員)	計画相談支援事業所が構成員である八王子市障害者地域自立支援協議会に対し、制度概要の説明や計画作成の依頼を行っている。
八王子市民生委員児童委員協議会 (民生委員・児童委員)	当該協議会が毎月実施する二役会や会長会において、個別避難計画に関する取組や災害時の連携などについて、意見交換を行っている。
八王子市社会福祉協議会	本課（福祉政策課）は様々な分野で社会福祉協議会と連携して取組を実施しており、日頃から、個別避難計画の作成方法等について意見交換を行っている。

# 関係者と連携を深めるための場づくり

## 連携を深める場の一例



民生委員児童委員協議会の総会において個別避難計画の説明をする様子



社会福祉協議会との意見交換の様子

## 5. 個別避難計画と関連が深い福祉の取組

# 個別避難計画と関連が深い福祉の取組

## 高齢者世帯実態調査（民生委員・児童委員）

目的 高齢者世帯実態調査は、以下の目的のもと毎年実施しています。

- 地域福祉推進のための施策への活用
- 平時の見守り活動や避難行動要支援者支援等への活用
- 民生委員・児童委員の活動支援

対象者 基準日（4月1日）時点で、

- ① 75歳以上の単身世帯の方
- ② 75歳以上の者のみで構成される世帯の方

調査方法 原則として、**訪問による聞き取り調査**



実態調査の調査項目と個別避難計画の記載項目に類似性が高く、また、聞き取りによる実態に即した計画を効率的に作成することが可能。

# 個別避難計画と関連が深い福祉の取組

## 民生委員・児童委員によるモバイルPCの活用

**概要** 東京都の「デジタル機器導入による民生・児童委員活動支援事業」により、無償配布されたデジタル機器（モバイルPC）を基本的な民生委員活動のほか、避難行動要支援者支援に関わる活動にも活用。

- 活用方法**
- 高齢者世帯実態調査対象者名簿の閲覧
  - 個別避難計画の作成（入力作業）
  - 避難行動要支援者名簿の閲覧
  - 発災時における安否確認結果の報告



➡ 避難行動要支援者を把握するための高齢者世帯実態調査から個別避難計画の作成、計画対象者の安否確認の実施までを効率的に行うことが可能。

# 個別避難計画と関連が深い福祉の取組

## 介護施設・事業所における業務継続計画（BCP）の作成

### 業務継続計画（BCP）

災害等の不測の事態が発生しても、**身体、生命の安全確保**に加え、重要な事業を中断させない、また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画。令和6年4月1日から義務化された。

記載内容 (自然災害編)	ハザードマップの確認、BCPの検証・見直し、BCP発動基準・対応体制、利用者・職員の安否確認方法 など
-----------------	---



業務継続計画（BCP）と個別避難計画は、安否確認の実施など、**利用者の安全確保**につなげる取組として類似しており、親和性が高い。

# 個別避難計画と関連が深い福祉の取組

## 計画作成における八王子市の特徴②

- ◆ 民生委員の実態調査や介護施設・事業所の業務継続計画（BCP）など、個別避難計画作成業務と親和性が高い日常的な福祉活動の担い手であるケアマネジャーや民生委員などを計画作成支援者とするなど、様々な主体と連携して計画作成を進めている。
- ◆ また、行政と計画作成支援者のつなぎ役として、八王子市社会福祉協議会や八王子介護支援専門員連絡協議会と協力体制を構築している。



## 6. 関係者との協力に向けた今後の方向性

# 関係者との協力に向けた今後の方向性

## 避難支援の実効性を高めるための連携の強化

### 課題

今年8月の台風第10号の際には、要件③④の安否確認は100%実施できた一方で、要件①②については、一部の対象者の安否確認が実施できていなかった。



### 今後の方向性

- 関係者に対して安否確認のしくみを周知するとともに、**計画作成支援者側が抱える課題を踏まえた見直し**を検討する。
- 避難誘導の担い手の整理が出来ていないことから、担い手となり得る主体との関係の構築、連携に向けて議論を進めていく。

# 関係者との協力に向けた今後の方向性

計画の作成が進んでいない対象者の計画作成に向けた協力体制の充実

## 課題

要件①（要介護3以上）及び要件②（障害者手帳所持者）における個別避難計画の作成が進んでいない。

また、他の要件と比べて作成率が著しく低い要件②に関しては、支援者が特定できない方が多く、障害の特性に応じた担い手の確保に至っていない。



## 今後の方向性

計画対象者自身や、家族等の支援者が作成するセルフプラン方式による作成を進めるほか、作成支援者が必要な方の個別避難計画の作成にあたっては、障害福祉サービス事業所や障害者団体などの**多様な主体のご協力**をいただき、作成を進めていく。

ご清聴ありがとうございました。



本資料に関するお問い合わせ先

八王子市福祉部福祉政策課

担当：井口・星野

☎042-620-7454

✉b440100@city.hachioji.tokyo.jp